



きゅうふさぶり

Vol.4

● 掲載内容

- TOPIC 1 ケアプラン第2表・3表の書き方を整理しましょう
- TOPIC 2 高齢者用住宅に入居している方の住宅改修と福祉用具購入・貸与
- TOPIC 3 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことこそが一番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願いたします。

ケアプラン第2表・3表の書き方を整理しましょう

第2表(居宅サービス計画書(2))の記載方法

前号ではアセスメントの考え方とケアプラン第1表の記載方法を掲載しました。今回は、第2表と第3表の記載方法を整理していきましょう。

第2表		居宅サービス計画書(2)							
利用者名		認定の有効期間を考慮して設定しましょう。		長期目標の期間と同じになってはいけません。		作成年月日 年		短期目標の期間と連動させます。	
生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容 ※1	サービス種別	※2	頻度	期間
	<p>「〇〇できるようにしたい」というポジティブな生活意欲を記載しましょう。</p> <p>利用者がニーズとして自覚していることはそのまま書きましょう。</p>	<p>ニーズを解決するための目標を記載しましょう。</p> <p>個々のニーズに対応して具体的に設定しましょう。</p>		<p>長期目標を達成するための段階的な目標を設定しましょう。</p> <p>モニタリングの際に達成度が確認できるよう具体的な内容にしましょう。</p>		<p>短期目標の達成にはどのような支援が必要かを記載しましょう。</p> <p>介護保険以外の制度(保健・医療・福祉)による支援や家族・隣人が行う支援、利用者のセルフケアについても記載しましょう。</p>	<p>サービス内容を適切に実行できるサービス種別(訪問介護、福祉用具貸与等)を選択します。</p>	<p>正式な事業者名を記載します。家族の場合は続柄を記載します。</p>	<p>短期目標達成に必要な頻度を設定します。</p>
<p>左から順に検討することで、サービスあいきのプランを防げます！</p>									
<p>アセスメントに基づいて整理されていますか。</p> <p>優先順位が高いものから記載されていますか。</p>	<p>利用者の自立を目指す目標になっていますか。</p> <p>利用者の望む暮らしが見えますか。</p>		<p>サービスの利用が目標になっていませんか。</p> <p>現実に達成可能な目標ですか。</p> <p>毎回同じ目標になってはいませんか。</p>		<p>利用者に説明できる具体的な内容になっていますか。</p> <p>家族や隣人の支援は、実行可能なものかどうか当事者に確認していますか。</p>	<p>目的に合ったサービスを提供できる事業者や支援者を選んでいますか。</p> <p>特定のサービスに偏ってはいませんか。</p>		<p>利用者や家族の生活リズムに配慮していますか。</p>	

記載の流れ

チェックポイント

介護を受ける私を主人公にしてほしいな



※1 「保険給付の対象となるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。
 ※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第3表(週間サービス計画表)の記載方法

第3表

週間サービス計画表

利用者名

作成年月日

年 月 日

		水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動	
深夜	4:00							
早期	6:00						起床	
午前	8:00	服薬確認(長男)						朝食
	10:00						長男出勤(月-金) テレビ 散歩or演歌を聴く	
午後	12:00	食事サービス	食事サービス		食事サービス		昼食	
	14:00	◇◇デイサービス		◇◇デイサービス			昼寝	
後	16:00	囲碁(友人)					おやつ	
	18:00		☆☆ヘルパーステーション(入浴)					
夜間	20:00					入浴見守り(長男)	長男帰宅	
	22:00						夕食	
深夜							テレビ	
夜							就寝	

第2表のサービス内容が、もれなく記載されていますか。
起床から就寝までの日常生活をイメージできる記載になっていますか。

介護者の介護への関わりや不在の時間帯が記載されていますか。

家族や隣人が行う支援や利用者のセルフケアについても記載されていますか。

夜間・深夜や土日の支援体制も考えられていますか。

隔週や月単位で提供されるサービスを記載します。
※加算項目を記載する欄ではありません。

住宅改修や福祉用具購入も記載されていますか。

定期的な受診や訪問診療も記載されていますか。

利用者の日常生活をイメージできますね

認知症カフェも使ってますよ

息子さんの負担は大丈夫ですかね…



週単位以外のサービス

手すり貸与(福祉用具△△事業所)、〇〇病院受診(毎月第二火曜日)、
認知症カフェ(第二土曜日)、団地内カラオケサークル(第一、第三土曜日)

高齢者用住宅に入居している方の住宅改修と福祉用具購入・貸与

高齢者用住宅（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）に入居されている方が住宅改修や福祉用具の購入・貸与が必要な場合、どのようにしたらよいかという問い合わせが多くあります。そこで今回は、高齢者用住宅に入居している方に対する住宅改修と福祉用具購入・貸与について、町田市における介護保険給付の考え方を、整理しましょう。

特定施設入居者生活介護と他の居宅サービスは、原則併用できない

特定施設入居者生活介護を受けている間は、居宅療養管理指導を除き、他の居宅サービスに係る介護給付費について対象外となります。（平成12年老企第40号）

※必要な場合には事業者（有料老人ホーム等）が費用を負担することにより、他の事業者が行う居宅サービスを利用させることは差し支えないとしています。（平成12年老企第40号）

高齢者用住宅は設備が整っている

東京都は、有料老人ホームの設置に関して、「建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成13年国土交通省告示第1301号）及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること」（東京都有料老人ホーム設置運営指導指針）と定めています。

また、国土交通省は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、「加齢対応構造等である構造及び設備の基準に準ずる基準」を定めています。

高齢者用住宅では、介護保険での住宅改修は想定していない

以上のことから、高齢者用住宅は、高齢者の利用に適した住宅であり、設備は住宅側で対応するとされています。したがって、介護保険での住宅改修は、町田市として想定しておりません。

※高齢者の身体の状況により特別な事情があると判断された場合は、住宅改修費の支給対象となる可能性があります。事前に市役所に相談してください。

介護保険での福祉用具購入・貸与の前に備品の確認

福祉用具貸与に関して、特定施設入居者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費の算定をしません。（平成12年厚労省告示第19号）

特定施設入居者生活介護を受けていない場合も、高齢者用住宅で福祉用具を用意しているのであれば、そちらを利用していただきたいと、町田市は考えております。

福祉用具の利用が必要であると判断された場合には、まずは、住宅の備品を確認してください。



すぐに住宅改修や福祉用具の購入・貸与に結びつけてはいけないのね



まずは高齢者用住宅の備品を確認してみましょう

介護保険課からのお知らせ

ケアマネジメント勉強会の開催方法が変更になります

2017年4月から市で実施していたケアマネジャー応援事業について、名称をケアマネジメント勉強会と改め、開催方法を高齢者支援センターと主任介護支援専門員が中心となって圏域単位で実施する方法へ変更します。

そのため、今後は町田市から出していた開催案内を、高齢者支援センターが行います。

なお、ケアマネジメント勉強会の目的に関しては、きゅうふさぶり Vol.1をご覧ください。

主任介護支援専門員の在籍確認について

町田市では、市内の事業所に在籍する主任介護支援専門員の把握を行うため、毎年4月1日時点での在籍確認届の提出をお願いしています。また、年度途中に変更があった場合には、在籍状況変更届の提出をお願いしています。（様式はともに町田市トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>町田市主任介護支援専門員について）

なお、主任介護支援専門員の更新が2016年度から始まり、更新には市からの推薦が必要となるため、あらかじめ市へ届出がない方は、推薦ができない場合がありますのでご注意ください。

居宅サービス計画作成依頼届出書が変更になります

要支援者の更新通知に関して、2月1日発送分からチェックリストの案内文が同封されていますが、事業対象者となった場合の居宅の届出を介護予防支援と総合事業で兼用のものとするため、様式を変更しました。

主な変更点としましては、委託先の居宅介護支援事業所が変更された場合など、届出の提出区分の欄を追加しました。

詳細は、ホームページに掲載されていますので、届出の種類を間違えないようにご注意ください。（様式は町田市トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>居宅サービス計画作成依頼の届出）

スケジュール

2017年2月18日 町づくり研修会開催

2017年3月23日 居宅介護支援事業所を対象とした集団指導（町田市健康福祉会館）

2017年4月1日 町田市介護予防・日常生活支援総合事業開始

2017年4月14日 主任介護支援専門員在籍確認届提出期限



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366